**平成２４年（フ）第７２号**
岩手県花巻市下幅26番２号　コーポチェリーツリー103号
債務者　内村　義夫
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第７３号**
岩手県花巻市下幅26番２号　コーポチェリーツリー103号
債務者　内村眞智子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第７５号**
岩手県久慈市小久慈町第25地割28番地２
佐々木裕一貸家、旧住所岩手県久慈市小久慈町第33地割７番地３
債務者　田面　敦子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第１５４８号**
大阪市住吉区苅田６丁目13番39号
債務者　樋口　吉知
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１５６８号**
大阪市北区本庄東２丁目５番13号　中野荘203号室
債務者　上野　哲平
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１６２７号**
大阪市西淀川区大和田５丁目６番10号　八木アパート５号室
債務者　井上　　進
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１６４９号**
大阪市東住吉区駒川１丁目20番32号サンロイヤル駒川401号
債務者　山縣　　恵
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１６５０号**
大阪府高槻市西冠３丁目35番１―202号
債務者　山添　祐子
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１６８０号**
大阪府豊中市野田町38番34―305号
債務者　井上　　訓
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１４７号**
北九州市小倉北区浅野２丁目15番１―520号
債務者　木﨑　巨隆
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第３５号**
岐阜県大垣市中川町１―46―２　レオパレスイルミナＢ205、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町田代970番地の１
債務者　藤井　恭匡
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２４年（フ）第７号**
奈良県宇陀市榛原篠楽281番地
債務者　中尾　文宏
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２４年（フ）第８号**
奈良県宇陀市榛原篠楽281番地
債務者　中尾きよみ
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２４年（フ）第２６号**
奈良県磯城郡三宅町伴堂１―27　サウスコート202、住民票上の住所大阪府南河内郡太子町大字山田823番地の27
債務者　西浦　喜雄
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２４年（フ）第２８号**
三重県鳥羽市安楽島町850番地２
債務者　濱口　俊一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第４号**
京都府船井郡京丹波町富田辻43番地
債務者　小山　周平
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２４年（フ）第５号**
京都府船井郡京丹波町富田辻43番地
債務者　小山　絹子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係